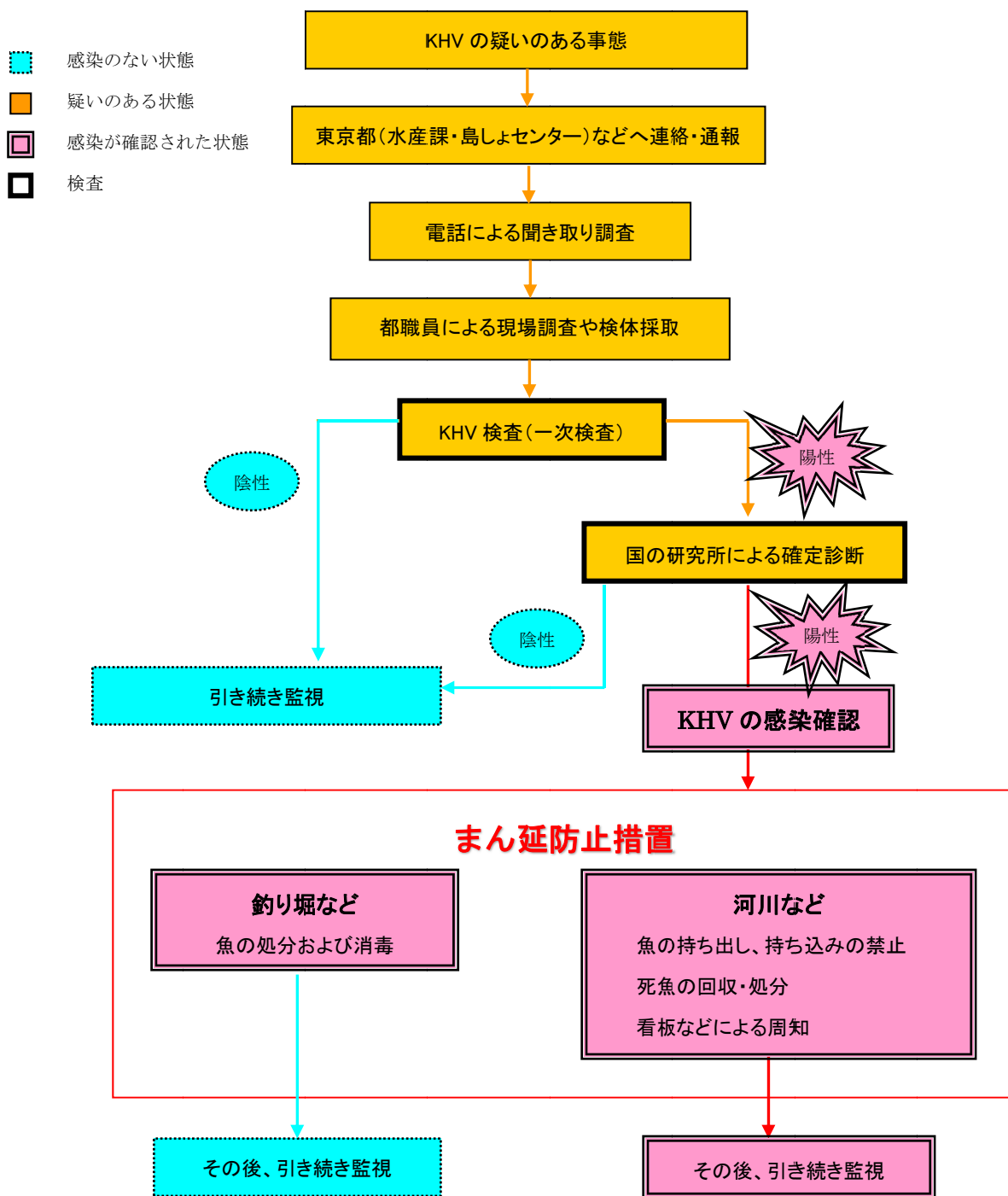


4 コイヘルペスウイルス病の発生から消毒まで（東京都の場合）



持続的養殖生産確保法（養殖場・釣り堀等）

■「特定疾病」とは、国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾患であって、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

→KHVは平成15年6月30日付けで「特定疾病」に指定されました。

特定疾病が確認された場合以下のようなことが行われます。

■疾病の発生を国へ報告

■必要があれば病原体のまん延を防止するための命令が出されます

移動の制限または禁止、焼却または埋却、消毒

■立ち入り検査